

## 座間市入札・契約制度検討部会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、入札・契約制度について、より一層の透明性、競争性を確保するため、現行制度の見直し、検討を行い、公共事業の発注業務のより一層の厳正な執行に資するため、座間市入札・契約制度検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討部会は、入札・契約制度について、座間市入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）の指示を受け改善原案の作成を行い、結論が出たものから随時、委員会に報告するものとする。

### (構成員)

第3条 検討部会の構成員（以下「委員」という。）は契約検査課長及び委員会の構成員が推薦する、副主幹又は係長相当職の者をもって充てる。

### (会長)

第4条 検討部会に、会長を置き、会長は契約検査課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、検討部会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討部会の会議は、会長が必要に応じ、招集する。

2 検討部会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (庶務)

第6条 検討部会の庶務は、契約検査課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成9年8月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 入札・契約制度検討事務フロー

